

一、危険にして無謀なる爭議政策

昨年末、幹部は専横にも獨斷で、評議會に加入してゐる全國の工場分會に對して、「保険料の全額負擔を要求して、直に罷工に移れ」「若し、その要求が直に入れられた場合は要求を追加しても、なほ罷工に移れ」といふ命令書を發したり、或いは人を派して命令を傳へたのである。

この時に於ける幹部の考へは、労働者の當面の利害はさうでもない。只だ罷工を起さざればよい。それが第一段の策であつて、第二段の策は、罷工者を全般的に動員して一大民衆運動化せしめんとすることであつた。

この氣狂ひじみた、輕率な幹部の命令に従つた數ヶ所の工場分會は、殆んど惨敗し、一般會員は、歳の暮を控へて食のドン底に泣き、幾十人かの組合員は投獄された。反對に、保険料の問題で労働者側に有利な條件を貫徹したところは、凡て、幹部の命令に服せざして適當な行動を執つたところであつた。

この明かなる事實は、左のことを物語つてゐる。

イ、幹部は、労働階級は如何なる問題で、また如何なる時機に動くかを観ることが出来ない。

ロ、幹部は、罷工をすれば、工場分會はどうなるか、そして又それが、惨敗すればどんなに労働者が苦しむかを少しも考へない。

ハ、「黄金」と交換される「もの」を作るためには、工場分會等は崩れても差支ない。従つて、労働階級の日常的利害などはさうでもない。

二、幹部の生活費

評議會の幹部の中で、工場にも働いてゐないし、組合の有給でもない者や